

兵庫国際交流会館 入居手続きについて

1. 入居するとき

(1) 入居手続期間

- ・入居許可期間開始日当日に兵庫国際交流会館において入居手続を行ってください。
- ・入居許可期間前に荷物を入れたり、預けたりすることはできません。
- ・入居が許可されて会館に入居する時は、会館事務室を通し、誓約書等を兵庫国際交流会館館長に提出する必要があります。
- ・実際の入居日（入寮日）が入居許可日以降になる場合は事前に会館事務室宛連絡をお願いします（館費は許可された入居許可期間の初日から発生します）。

(2) 入居日当日に持参するもの

※夫婦棟の入居者で、配偶者と入居する場合は配偶者のものもあわせてご用意ください。

- 顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）×1枚
- 本人確認用証明書（以下のもの全て）
 - ① パスポート
 - ② 在留カード
 - ③ 学生証（学生の場合）、身分証（研究者の場合）
- 館費等支払い手続き用書類（引き落とし口座所有者のみ）
 - ① 銀行の通帳
 - ② 銀行の口座開設時の届け印

※都市銀行での口座開設時にサイン（署名）で登録した場合、印鑑は不要ですが、4桁の登録番号（キャッシュカードの暗証番号ではありません）が必要な場合があります。
- 寝具一式（居室に用意されているのはベッドマットレスのみですのでご注意ください。）

(3) 届出・住所

- ・会館へ引越後、14日以内に中央区役所に転入届を提出する必要があります（外国人・日本人とも）。届出には入居許可証がないと登録できないこともありますので、入居許可証を持参してください（入居許可証は入居手続後に会館事務室でお渡しします）。

- ・入居後の住所は以下のとおりです。

单身棟：〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8-●●●●（A-居室番号）

夫婦棟：〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-15-●●●●（B-居室番号）

(4) 入居時の注意事項

- ・ベランダは避難経路となっているため、荷物をベランダに置くことはできません。トラ

ンクルームの使用については、会館事務室に確認してください。

- ・入居する居室を選ぶことや、割り当てられた居室を変更することはできません。
- ・建物設備や備品等に傷をつけたり、壊したりしないよう十分注意してください。壊した時は弁償してもらおう場合があります。
- ・引越して出た大きなゴミは、各自の責任で指定の方法にて処分してください。ダイニングルームや談話室に勝手に放置したり、敷地内に不法に捨ててはいけません。
- ・転入（引越し）の際、会館の敷地内に車を止める場合は、必ず会館事務室に届け出をし、一時駐車許可証（当日のみ有効）を受領してください。なお、引越し以外の理由では会館の敷地内には駐車できません。

2. 館費・入館費、その他の経費

(1) 館費

- ・館費は、許可された入居許可期間の初日から発生します。実際に入居（引越し）した日からはありませんのでご注意ください。
- ・館費を3か月以上支払わない場合は退去していただくことになります。

(2) 入館費

- ・入居者は館費の他、入館費を支払わなければなりません。入館費は返金いたしません。
- ・入居許可期間の初日から2か月を経過しても入館費を支払わない場合は、退去していただくことになります。

(3) 支払方法

- ・館費、口座振替手数料の支払いは、入居月、退去月を除いては銀行口座からの自動引き落としとなります。毎月会館指定日（土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としします。
- ・入居月、退去月の館費は、所定の払込用紙を使ってコンビニエンスストアにて現金でお支払いください。なお、別途コンビニエンスストアでの払込手数料、印紙税200円（50,000円以上の場合）がかかります。
- ・残高不足により銀行口座から引き落としができなかった場合、所定の払込用紙を使ってコンビニエンスストアにて現金でお支払いください。なお、別途口座振替手数料、コンビニエンスストアでの払込用紙手数料、印紙税200円（50,000円以上の場合に限る）がかかります。

(4) 光熱水量・電話料金・インターネット

- ・光熱水料・電話料金は実費です。
- ・電気、水道は個人契約です。ただし、入居日初日から電気・水道は使用できる状態となっております。
- ・居室内のインターネットは、入居者が業者と個人契約を行ってください。

3. 入居後の注意事項

(1) 単身棟・夫婦棟共通

- ・全居室（室内・浴室・バルコニー）および共用施設（ラウンジ・食事室等）など建物内はすべて禁煙です。
- ・ベランダは避難経路となっているため、荷物をベランダに置いてはいけません。
- ・自転車、オートバイを止めるには駐輪登録が必要です。入居後、自転車の防犯登録番号、

オートバイの自賠責保険証等を持って会館事務室で登録してください。

- ・居室での石油ストーブやガスコンロ等火気を要する生活用品の使用は火災の危険性が高いため、禁止しています。
- ・居室に入居者として登録されていない人（友達・家族等）を宿泊させたり同居させたりしてはいけません。なお、宿泊および同居が見つかった場合は即刻退去処分とします。
- ・入居者として登録されていない人（友達・家族等）の訪問時間は、朝9時から夜10時までです。夜10時から翌朝9時までの間に、入居者以外を自分の居室に入れたり、会館内に泊めたりしてはいけません。
- ・法律に基づく消防設備点検等の実施および施設の管理運営上必要であると判断した場合は、事前に点検・入室日時を通知し、不在でも入室をすることがあります。
- ・部屋の鍵の複製（コピー）は禁止です。
- ・部屋の鍵を知人、家族等へ貸したりしてはいけません。

(2) 単身棟

- ・給湯については、深夜電力を使用しているため、電気のブレーカーを入れてから給湯（シャワー）できるまで、一晩かかります（入居2日前に電源を入れます）。
- ・単身棟居室内で調理をしてはいけません。調理は各階キッチンで行ってください。

4. 連絡先

〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8 兵庫国際交流会館 会館事務室
電話 078-242-2561 (9:00~18:00)